

青森県報

第四千三百五十三号

平成二十九年
九月二十二日
(金曜日)

目次

公 告

○特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告……………(県民生活課) ……一

○右 同……………(同) ……一

○建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……二

○右 同……………(西北地域) ……二

公 告

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年九月五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森ITSCクラブ

代表者の氏名

阿部 一能

四 主たる事務所の所在地

青森市篠田二丁目三の一七

五 定款に記載された目的

この法人は、わが国における道路交通の安全性、輸送効率、快適性の向上などを図るために、最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを一体のシステムとして構築する新しい道路交通システム(Intelligent Transport Systems、以下ITS)について調査・研究し、普及・啓発を図るとともに、ITS関連事業を実施することを通じ、国民の生活向上並びに経済、産業の発展に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十九年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成二十九年九月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マザーフィールド

三 代表者の氏名

清藤 哲夫

四 主たる事務所の所在地

弘前市大字上鞆師町一八の一

五 定款に記載された目的

この法人は、弘前市内のひとり親家庭等(児童扶養手当受給世帯、及びこれに準

ずる世帯をいう。以下同じ。) に対して、ひとり親等の就労の場の提供と子育てを支援する事業を実施することにより経済的かつ社会的自立支援を図り、もって地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 木村タイル工業所
- 二 氏名 木村稔
- 三 主たる営業所の所在地 青森市茶屋町一九の九
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一二六)第一七〇八一号
- 五 取消年月日 平成二十九年八月十五日
- 六 取消しに係る建設業の許可 石工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年六月三十日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十二日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 笠井建設
- 二 氏名 笠井喜一
- 三 主たる営業所の所在地 五所川原市松島町七丁目三六
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三七)第七七三三三号
- 五 取消年月日 平成二十九年八月九日
- 六 取消しに係る建設業の許可 土木工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 平成二十九年四月六日前記建設業者が死亡したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第二問屋町三丁目一番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行 定価小口一枚二付十五円四十四銭